Ⅰ　前　史

［文政 12(1829)年～大正 12(1923)年］

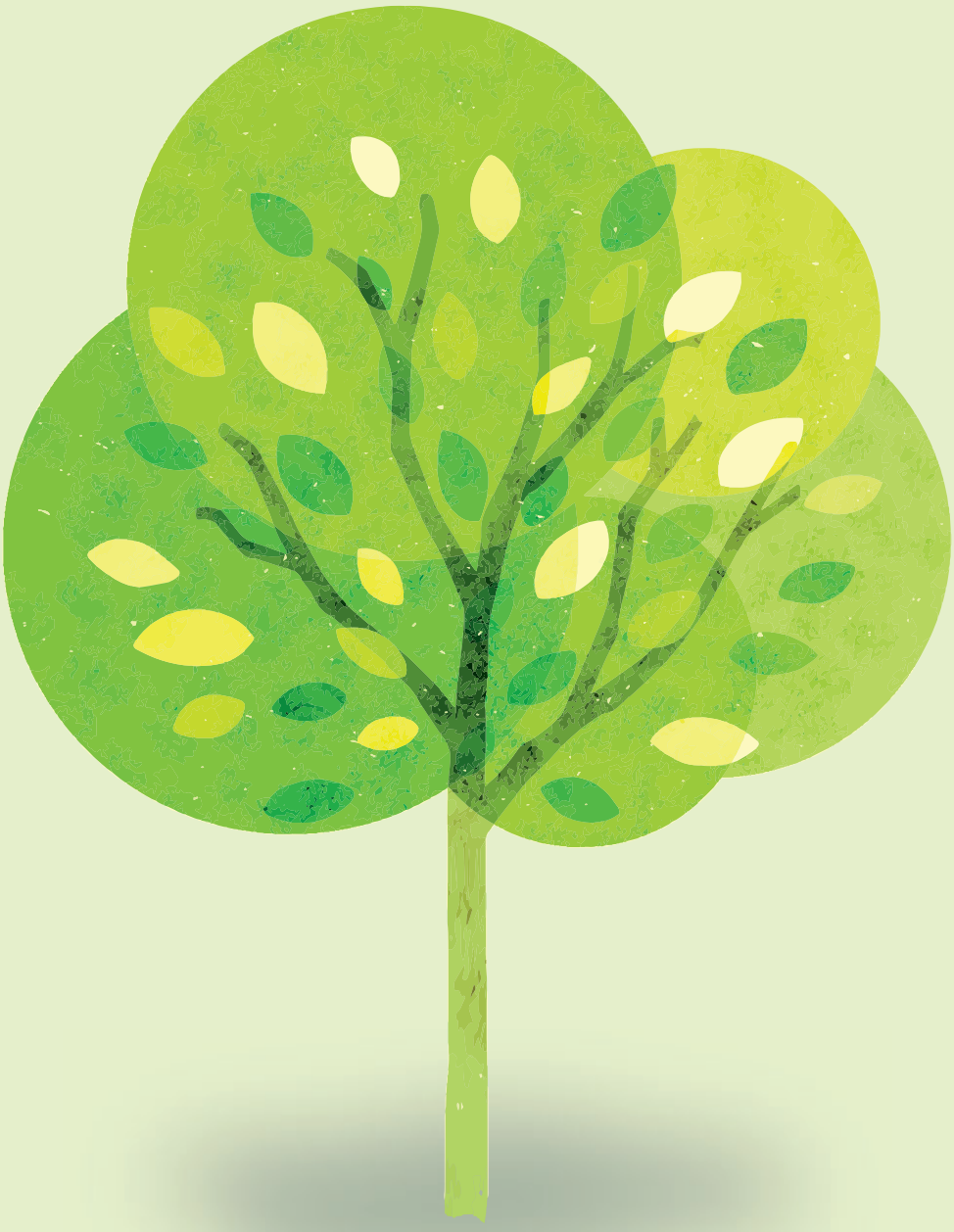

名古屋港木材倉庫から名古屋港を望む(令和4年夏)

プロローグ

名古屋港木材倉庫株式会社は、大正12(1923)年に加福土地株式会社として設立し、以来100年を迎えることとなった。現在、当社は港湾物流事業として港湾運送事業・倉庫業、環境事業としてリサイクル事業・発電事業、そしてレクリエーション事業としてゴルフ練習場などを運営している。しかし、昭和60年頃までこの地には加福貯木場がありその運営を行っていた。貯木場の姿の一部は、加福フィッシュランド(釣堀)に見ることができる。

この加福の地は会社設立以前、当栄新田、化物新田、加福新田と呼ばれ、江戸時代にまで遡る歴史がある。そこで、まず当社の歩みに入る前に、会社設立までの長い歴史について紹介する。興味ある足跡が刻まれている。

1 新田開発

新田誕生

江戸時代は農業が主な産業で、税は石高制に基づく年貢として米で納めており、水田稲作による米の生産が藩の財政を左右していた。そこで、幕府、藩による水田拡張のための新田開発が行われた。

江戸時代初期の新田開発は藩直営のものが多かったが、中期頃になると幕府の財政が苦しくなり、尾張藩では、財政立て直し策としての新田開発が行われた。しかし、この頃には、幕府も藩も財政が窮迫して自力で新田開発をする資金も乏しくなってきた。当地では藩の財源であった尾張藩御用達商人が領主の支援により土地を開発する、町人請負新田が行われるようになった。

名古屋市南区でも四十余の新田が開拓されており、『新修名古屋市史』『南区誌』をもとに主なものを次に紹介する。

・正徳５(1715)年、加藤又兵衛・又兵衛新田(後に又兵

天保15(1844)年頃の新田。加福新田は当栄新田の名称となっている
(「尾張志付図　愛智郡(東)」小田切春江筆、名古屋市蓬左文庫所蔵)

天保11(1840)年2月に作成された番付「名古屋分限見立角力」。右上に「大関内田忠蔵」の名前が記されている(『名古屋市史』〈政治編　第二〉より、名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)

衛古新田)を開築

- 享保10(1725)年、本地村弥次右衛門、水袋新田を開築
- 享保20(1735)年、熱田田中町(井上)忠治、忠治新田を開築
- 寛保元(1741)年、尾州家、道徳新田を開築
- 寛延2(1749)年、加藤又兵衛、又兵衛新新田を開築
- 文化3(1806)年、菱谷太兵衛、大江新田(後、俊広新田)を開築
- 文政4(1821)年、尾州家、道徳前新田(御小納戸新田)を開築
- **文政12(1829)年**、井筒屋(現、中北薬品株式会社)伊助・川崎屋藤助・八神八左衛門・金原 和守が**当栄新田を開築**。着工時は又兵衛新新田前、天保4(1833)年に**化物新田、後、加福新田と改称**。天保6(1835)年完成。完成後は内海屋・内田忠蔵に譲渡された。しかし明治時代に再築されるまでは荒れ地となっていた。
- 安政3(1856)年、若宮八幡社神主・氷室長冬、氷室新田開築

この文政12(1829)年に開築された当栄新田(加福新田)が、当社が運営していた加福貯木場の最初の姿である。当栄新田の開拓について『中北薬品二百五十年史』に経緯が記述されているので、その概要を次に紹介する。

文政12(1829)年、井筒屋(中北薬品株式会社の前身)の三代目伊助が名古屋市南部の新田開発の機運に乗って、川崎屋藤助と共同で2,300両を調達し、八神八左衛門ら9人の地仲間で830両、金原大和守が500両を出資し、ほかに大代官から1,500両の融資を受け合わせて5,130両を投じて、愛知郡又兵新新田前34町5反8畝余(約342,342㎡)の開拓に乗り出した。その場所が南区加福町1、2丁目辺りで当時化物新田と呼ばれていたと記述されている。

この新田を取り巻く山崎川や潮止めの堤防は、北側にある藩の直轄地である道徳前新田より高くすることができず、常に堤防の決壊による被害を受け、その改修や利息の増大などで出費がかさみ、開拓事業は困難を極めた。天保6(1835)年に完成したのだが、その年の11月、4代目伊助は願主料として34町5反8畝余のうち1割2分を差し引き、30町4反3畝1歩(約301,260㎡)を一括して内田

忠蔵に譲渡した。また、同年12月には笠寺村の佐兵衛に３町１反１畝４歩を譲渡した。

その当時は、凶作が続き、土質も悪いことからほとんど収穫もなく小作人も離れていくような状態で、新田の維持が不可能であったことも譲渡した理由としている。

内田忠蔵とは、知多郡内海村（現、南知多町）の出身で、享保年間（1716～36）の忠蔵の代になって名古屋納屋町（現、名古屋市中区納屋橋一帯）に出て、内海屋という米穀商を営んだ。当時、伊藤屋・伊藤次郎左衛門（松坂屋、現、J.フロント リテイリング株式会社傘下の株式会社大丸松坂屋百貨店）、信濃屋・関戸哲太郎とともに三家衆といわれる尾張藩最高の格付けの御用達商人であった。

◇

新田一帯は明治11（1878）年、前浜村となり、22（1889）年には笠寺村に編入した。大正10（1921）年、笠寺村は名古屋市南区に編入し笠寺町となり、加福新田は、笠寺町字加福となった。昭和35年、住居表示変更により加福町の町名となった。

この新田こそが、大正12（1923）年に加福土地株式会社（現、名古屋港木材倉庫株式会社）が貯木場として運営することになった土地である。

当栄新田（化物新田）の位置について、当社前身の加福土地株式会社の支配人であった立松太左衛門が編さんした『加福土地株式会社沿革史』（昭和10年刊）によれば、「名古屋市南区笠寺町に属し、同町の西端にあり往昔は海岸であった。名古屋港の開築により、６号運河を隔て大江町（６号埋め立て地）に接し、南は橦木江を挟み宝生新田に接し、明治13（1880）年橦木江を入れて再築して、北は久戸ノ江（山崎川）を隔て道徳前新田（道徳新町）に接する。

名古屋市の都市計画における工場地帯に指定されており、南北18間、東西18間の一等大路はいずれも当新田内を貫通交差し、山崎川の運河に沿いすこぶる運輸交通の便に恵まれた名古屋市の産業地として最も枢要な位置を占める」とある。

現在のJR東海道線敷設区域以西は、この頃の新田事業により開発された土地で、かつては海浜であった。

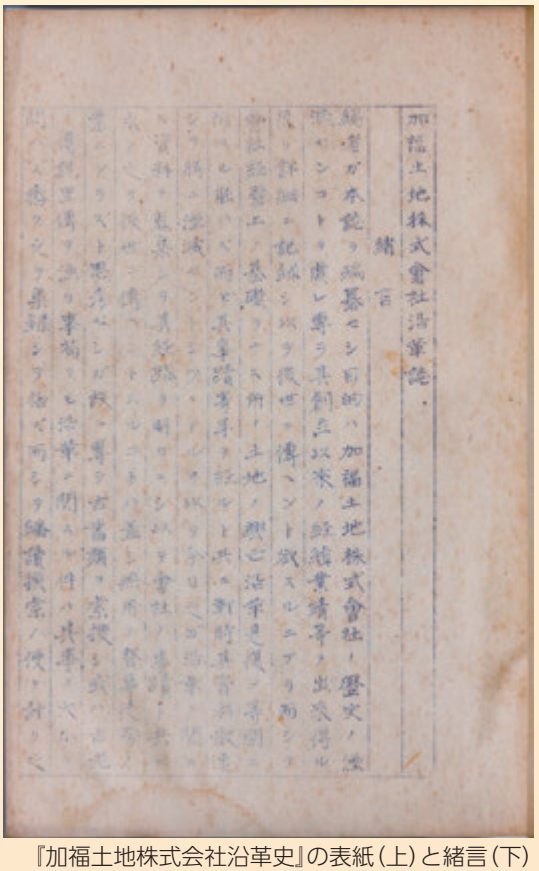

『加福土地株式会社沿革史』の表紙（上）と緒言（下）

表１　星崎７カ村の塩浜

区分	寛文年間 (1661～73)					文政年間 (1818～30)				
	塩屋	塩浜				塩浜				
	軒	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	
山崎村	1	2	4							
戸部村	9	14	8	8	12	5	9	4	11	
笠寺村	27	15	4	6	21	5	1	4	25	
本地村	21	23	9	6	3	5	7	1	14	
南野村	27	22		5						
牛毛・荒井村	11	9		3						
計	96	87町 7反 9畝 6歩				16町 8反 0畝 20歩				

（『寛文村々覚書・尾張徇行記』をもとに作表、
『南区誌　区政七十年の歩み』より）

新田の状況

南区内の新田開発がされた一帯とその周辺は、それ以前は農業と製塩が盛んな土地であった。特に星崎を中心とした村々（この一帯を前浜と称した）では塩の生産が盛んで、良質な塩を産出し前浜塩として名高く、安土・桃山（1568～1600）の頃をピークに慶長13（1608）年までは約96町歩（950,400㎡）の塩浜があったとされる。

また、江戸時代の記録書『尾張徇行記』を見ると、寛文年間（1661～73）には、７カ村で塩屋96軒、87町７反９畝６歩（869,141㎡）あったのが、文政年間（1818～30）では笠寺村を含む３カ村となり、その面積も16町８反20歩（166,386㎡）まで減少しているとある（**表１**）。

この前浜塩を運ぶ街道が塩付街道（南区・笠寺～昭和区・御器所～千種区・古出来町）で、飯田街道（現、国道153号）と合流して遠く信州まで届けられていた。

製塩業の衰退が新田開発を促進するきっかけともなり、農業の推進と発展を図った。新田の干拓工事とともに農業の生産力を上げるための治水事業も盛んに行われた。この区域では、山崎川、天白川、神宮池（本星崎町内にあり、約3,600坪〈11,880㎡〉の灌漑用）の治水工事が行われ、新田の灌漑に大きな役割を果たした。しかし、この新田はもともと塩田であったことから塩分が多い土地のため、稲作には不向きでほとんどが畑地として利用され、主に木綿が栽培されていた。

新田の干拓は風水害により工事が何度も中断し、天保４（1833）年の大雨では堤防が決壊、７（1836）年から８年にかけて３回の台風に罹災、安政元年（1854）には大地震と津波、２（1855）年には台風により新田はほぼ全滅となった。これらの天災により内海屋が所有する新田はほぼ壊滅状態となり、新田開発は終焉（しゅうえん）を迎えることとなった。

特に安政２年以後、明治時代に再築するまでは土地の所有権の移転だけが行われ、荒れ地となり放置されている状況であった。

元治元（1864）年５月、内海屋の内田鋼太郎は新田すべてを笠寺村の佐兵衛に売り渡した。この時名義は佐兵衛だが加藤又兵衛と立松太左衛門（義寅）の共同買い受けであった。

明治24年当時の名古屋市南区の地図(『地図が語る昔と今のみなみ』より)

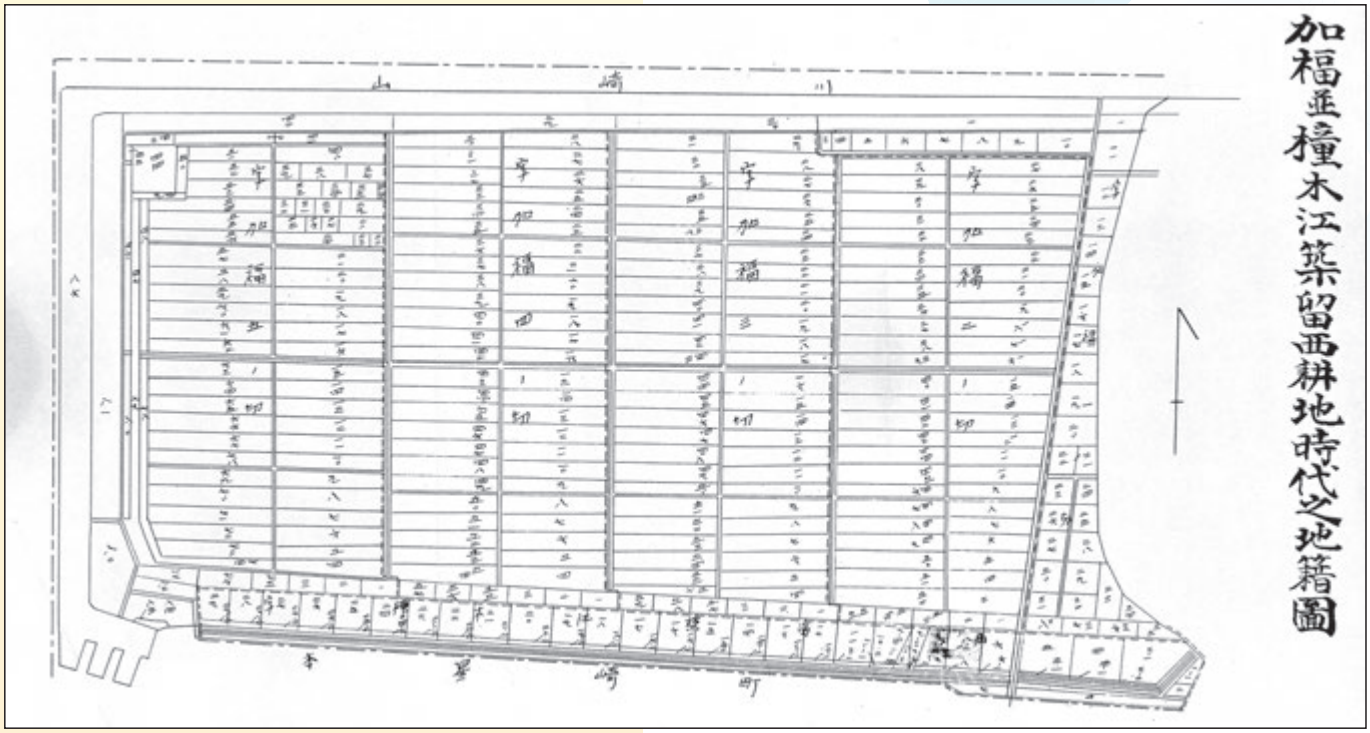

加福並橦木江築留西耕地時代之地籍図：明治14年頃(『加福土地株式会社沿革史』より)

新田再築の経緯は次の内容であった。

・慶応４(1868)年正月、佐兵衛は加藤又兵衛と立松太左衛門に売却
・明治４(1871)年４月、加藤又兵衛は立松太左衛門から半分を買い受け
・明治９(1876)年４月、加藤又兵衛は立松太左衛門からすべて買い受け、再築着手の準備を始める
・明治11(1878)年２月23日、加藤又兵衛は病没。養嗣子(ようしし)の勝壽が家督を譲り受け、山崎徳左衛門などにはかり、同年戊寅３月13日、株主13人による新田再築の契約成立
・明治13(1880)年庚辰３月21日、地鎮祭を挙行、工事着手
・明治14(1881)年辛巳、竣工

新田開発を機に改築の地を加福新田(化物新田)と命名(以下、明治14年以降の新田の名称表記は、加福新田)した。区画は加福一ノ切から加福五ノ切に至り、橦木江築留西の１つの字を加えて、農作を主とした土地改良を行った。

大正時代に入って名古屋市の発展とともに土地利用の方法が一変して、社会のニーズに応じて新たな事業が思案さ

れた。大正12(1923)年には会社組織として加福新田の再開発が始まった。

名古屋港木材倉庫株式会社の前身である加福土地株式会社の創業である。

令和５(2023)年５月には創立100周年を迎えるが、創業時には既に新田開発から約90年の歴史が刻まれていた。

名称の推移

天保４(1833)年７月の水害では堤防が決壊し、新田に海獺(かいだつ、うみうそ)１頭が迷い込み、その珍獣は今ではアシカ・アザラシなどといわれているが、奇声を発し、その姿は全身毛で覆われ、当時の人々にとっては、まるで妖怪に見えたようだ。

化物が棲む新田ということから「化物新田」と呼ばれるようになった。開拓当初は当栄新田(又兵衛新新田前)の名称であったが、珍獣出現により天保４年に「化物新田」と改称された。

当時の状況を、この新田の地主の一人でもあった日本画家の立松義寅(立松太左衛門)は、次のように説明している。

> 天保四年、愛知郡笠寺村地崎海岸の一之新田を開墾す、既に落成に及ぶの際、その七月三日に奇しき海獣一頭その中へ漂入す。当時堤防全備するを以て彼一物出ること能わず、浮遊て水上に頭を出す。
>
> その貌猿の如く亦人に似り、衆皆これを識るなし。概して妖怪となす故に、当地を四方化物新田と喚ぶ。後生ながらこれを捕らう図を衆庶親しく見るを得、これ則ち海獺(アシカ・アザラシ)の一種なり。その頃余(立松義寅)これを写生するを以て今ここに図焉。
>
> (句読点、(　)内は編者加筆)

また、『名府太平鑑』には海獣の絵が掲載されており、その説明に「この海獣(アシカ)は天保４(1833)年７月４日に新田の海に出没、６日、７日と近郷の人々が見物におしかけ、８日に捕えられ、８月18日死ぬ」とある。

『名古屋木材市場の変遷』(後編)の中にも、「……遂に之を化物として当時市中からも毎日沢山の見物人が押寄せ、堤防に露天等が盛んに出たということを今なお聞き伝えて

コラム

化物新田

この絵と説明文は、立松義寅(1810～82年。京都四条派・松村景文に山水画を学んだ名古屋の画家。笠寺村の富豪立松太左衛門の養子となり、家を継いだ)が、描いたものを、弟子の菅井孫右衛門が模写したものである。

上：「化物新田名称の濫觴(らんしょう：始まり)の図」、下：「説明文」

いる」と興味深い一文が記されている。

余談になるが、平成14年夏に、多摩川にアザラシが迷い込んだ時、「タマちゃん騒動」としてテレビ、新聞などマスコミで連日取り上げ大騒動となった。約170年前の昔も現代も同じということである。

なお、新田竣工の明治14(1881)年に加福新田と改称したと前述したが、11(1878)年に作成された「約定書(やくじょうしょ)」の冒頭には、「尾張国愛知郡前浜村字加福化物新田」とあり、すでに加福の字名が使用されており、加福の名称の由来については具体的資料もなく不明である。

「江戸時代のタマちゃん騒動」で「化物新田」の名称となった新田名は、その後も人々の間では親しみを込めて通称「化物新田」といわれていた。

2 加福土地、加福貯木場設立に向けての動向

再築工事の経緯

放置されていた新田の再築には多額の資金を要するため、新田の持ち主である加藤勝壽は株主、いわゆる江戸時代の株仲間のような形で同志を募り、その費用を準備した。集まった総株数は10.5株、株主の数は13人で各自の負担により資金を調達した。

明治11(1878)年３月13日、13人の株主からなる「約定書」を交わし新田再築の契約が成立した。この負担金を基に13(1880)年３月21日、地鎮祭を執り行い工事に着手した。その総面積は52町９反８畝21歩(524,571㎡)、総経費は３万8462円22銭５厘を要したといわれる。

株主の負担金については、明治14(1881)年の工事完了時の決算書には、「株主収金１株に付き金3,640円、10株半収金、金38,220円」(**注１**)と記されている。

株主に対する条件として明治11(1878)年３月13日付の再築「約定書」の第１条には、「新田を10株半に分かち築立入費株主請け持ちの株数により支弁し、新田落成の上はその反別を請け持ち株数に分割して所有するものとする」と

(注１)
明治14年、15年当時の物価は、白米10kg：82銭、巡査の初任給：月給6円(『値段の明治・大正・昭和 風俗史』朝日新聞社より)

あり、同８条にも地盤分割について触れられている。この分割が加福新田の区分の初めと思われる。その13人の株主と株数は次のとおりである。

半株	丹羽永太郎
二株半	加藤勝壽
半株	神戸分左衛門
一株	高木悦太郎
一株	山崎徳左衛門
一株	立松太左衛門
半株	荒川小左衛門
半株	天野佐兵衛
半株	見田七右衛門
半株	日比野茂兵衛
半株	森　治平
一株	鈴木摠兵衛
半株	菅井東作

しかし、株式組織に準拠しているようであったが、商法施行(明治32年)以前のことで、株主も親戚、縁者などで実際は私的契約であったようである。

新田竣工の翌明治15(1882)年６月、一部持ち株数の異動はあったが、第一回の持ち株に応じた地割りをして地主を決議している。以後、所有者の移転・交代があるため５年ごとに土地の実地調査を行い、反別の増減を確認した。

明治15(1882)年12月19日には新田再築成工式を挙行しており、当栄橋畔に松を記念樹として植え、またこれに先立ち10月、天照皇大神(あまてらすすめおおかみ)(**注２**)を祭神とする鎮守神社(現、〈加福〉神明社)を創建している。

新田はもともと遠浅の海を埋め立てた土地であり地盤が軟らかく、山崎川に接する低地にあることから、常に川の氾濫や堤防の決壊の危険にさらされ、堤塘管理が最重要事項であった。実際に、明治13(1880)年８月の再築工事の最中にも、暴風雨により新田西北角の筏溜まり入り口近くの堤防が決壊した。その後、23(1890)年、特に24年10月28日の濃尾地震で新田は全滅状態となり、その復旧工事には当時の報告書によると3,170円３銭５厘という莫大な費用を要して、地主の打撃も惨たんたるものだったと記録されている。

筏師による水門工事

(注2)
天照皇大神は伊勢神宮の祭神。内宮は皇大神宮という。『古事記』は天照大御神(あまてらすおおみかみ)、『日本書紀』では天照大神(あまてらすおおかみ、あまてらすおおみかみ)とある。

現在の(加福)神明社

(左から)稲荷社、天照皇大神(ご祭神)、金毘羅社、秋葉社

昭和10年建設中の鳥居(写真提供：合資会社 日の出屋)

文政12(1829)年の新田開築以来、台風や地震などの自然災害は幾度となく新田を襲い地主を苦しめてきた。そこで、今回こそはと悪水対策として新田再築と同時に、新田西南角当栄橋の東に悪水排除専用の吐樋門を２基設置することとなった。１つは当新田の悪水放流専用に、もう１つは笠寺村の悪水排除のためであった。この樋門は木造であったため悪水を完全に排除できないことから、以後数度の架け替えをし、最終的には人造石の樋門に改築した。その後、記録には明治35(1902)年頃、笠寺村の樋門は当新田で管理するものではないという理由で愛知県に移管した。また、当新田専用の樋門は加福貯木場設置によりその用途がなくなり、昭和４年に廃棄することとなった。

◆(加福)神明社(加福神社)

加福神社の詳細は不明であるが、『加福土地株式会社沿革史』および昭和38年11月当社作成の加福町公民館宛の「念書」によると、「明治15(1882)年10月、加福新田再築竣工に際し、当会社の創設者である当時の地主が社殿を造営し、天照皇大神を仰ぎ創建した」とある。その後、「地主は大正12年の加福土地株式会社設立に至り、この(所有の)新田および社殿のすべてを会社に提供した」という。

社殿を継承した当社は、大正14(1925)年９月19日に加福神社遷宮式を挙行している。そして、翌15年５月17日、伏見稲荷を勧請(かんじょう)して氏神を境内に奉安している。

・ご祭神　　天照皇大神(あまてらすすめおおかみ)
・境内社　　稲荷社：倉稲魂命(うかのみたまのみこと)
　　金毘羅社：大物主神(おおものぬしのかみ)
　　秋葉社：迦具土神(かぐつちのかみ)
・例祭　　10月10日

また、上記の「念書」には、「当社は改造営繕を行うに当たり歳月を経て老朽化した境内の加福町公民館は除去して、公民会の同意を得て新たに社務所を建設することとした。竣工後の建物は、社務所に供するほか加福町公民館として併用して差し支えないことを表明する」ことが記されている。

『南区の神社を巡る』(平成24年)には、建設中の鳥居の写真が掲載されており、その鳥居は現在の氏子の先々代が

奉納されたという。

鳥居には「昭和10(1935)年９月」と刻まれており、東南海地震、戦災、伊勢湾台風にも大きな損傷を受けることなく耐え抜いて現在に至っている。

その後、平成13年２月には稲荷社の鳥居を奉納している。公民館として併用している社務所も平成17年５月に改築を行った。

なお、当社では会社設立以来、毎年初午の日には七所神社から宮司を招いて「初午祭」を挙行している。コロナ禍の令和３年と４年は役員と労働組合代表のみ出席して、事業の発展と安全を祈願した。

「初午祭」(平成28年2月)

地主会で新田を運営

新田は農作地として農産を図ってきた。しかし、農家戸数に対して農業地が比較的少なかったことと、度重なる堤防の決壊による影響、また、明治40(1907)年には名古屋港が開港して周囲の環境にも次第に変化が現れてきた。農作に従事する小作人と地主との関係が徐々に悪化し始めてきたことなどから、農作地としての経営が困難になりつつあった。そこで、土地の利用法について地主間でいろいろ検討されてきたが、なかなか再生の術が見つからなかった。

そんな最中の大正元(1912)年９月に襲来した台風により山崎川が氾濫して、近くの貯木場の木材が流出、木材業者の損害が甚大であった。この木材が築港埋め立て地の岸壁を破壊し、さらに新田護岸に激突し新田も家も壊して実に惨状を極めたという。

大正元年9月の台風による被害
(写真提供：名古屋港管理組合)

この頃地主たちから土地の管理を依頼されていたのが、当時笠寺村の村長をしていた立松太左衛門(後、加福土地株式会社の支配人)で、土地の利用について前途を悲観する小作人と地主との直接交渉を行っていた。

特にこの災害の事後処理は困難を極めて、木材業者の間では水害の不安から逃れるには、完全な貯木場を造る必要があるという構想が出てきた。

なお、加福新田の再生から加福土地株式会社設立および、貯木場開設までの経緯については、立松太左衛門によって著された『加福土地株式会社沿革史』と、名古屋材

木商工同業組合で発行された『名古屋木材市場の変遷』(前編・後編)をもとに記述をしていく。

◇

加福新田(化物新田)はもともと株主によって再築されたことから、管理は支配人により行われていた。大正９(1920)年６月、この制度を改め、新田内に土地を所有する者による地主会を組織した。その運営内容について、収支計算はすべて予算を決議して法によることとし、規約の第一条では、「小作者を保護し農事の改良を図ることを目的」としている。第一条の具体的な目的として第二条で５つの事業を掲げている。

①小作者にして模範たるべきものを表彰すること
②小作米品評会を開催し優良米に賞品を授与すること
③種苗の選択施肥方法の改良耕耘除草に関すること
④害虫及び病害発生の有無を巡視予防をなすこと
⑤工作物及び悪水路の修繕管理に関すること

そして、第五条では、「本会員は小作地に関する行為はすべてこれを本会に嘱託する義務を有す」として、会の公正な運営をうたっている。

地主会設立当時の役員には、次の名が挙がっている。

会長	森　治郎
評議員	鈴木摠兵衛(材摠８代当主)
同	山崎文次
同	菅井菊三郎
理事	立松太左衛門(会長推薦による嘱託理事)

地主会が最初に取り組んだ事業は、大正９(1920)年９月、名古屋港東築地における交通設備のため新田共有地の一部を名古屋港務所(現、名古屋港管理組合)に提供して、県道常滑街道と名古屋港築地第６号地とを結ぶ連絡道路の敷設を計画したことである。道路敷設にかかる一切の費用は名古屋港務所が負担した。

時代の流れとともに名古屋市の急速な発展に伴う名古屋港の埋め立て事業の影響がこの地区にも及び始め、土地利用と農業経営の目的を変更する必要性に迫られてきた。そこで、新田の新事業を計画する際、地主全体の考え方を統一することが困難になることを懸念して、大正10(1921)年２月26日、臨時地主総会を開き地主の歩調の統一と、

化物新田内常滑街道六号地連絡道路
(『加福土地株式会社沿革史』より)

地画を更正する手段として耕地整理組合設立に向けて動き出した。この時の地主は、共有者を含め16人であった。

地主たちは個々の行動をとるのではなく、都市発展の波に乗り時代の進運に伴う経営をして、土地の価値向上を図る目的のために一致協力をして動き出したのである。

この臨時地主総会で提出された「発展策講究の理由」には、この地の現状と将来性が詳細にまとめられており、会社設立直前の様子をうかがい知ることができることから、長文となるが現代文に改めて全文を紹介する。

名古屋港はようやく完成の域に達している。中部日本における大産業都市の関門として付近一帯の地は近時全く旧態を一変しつつあり、東築地は将来の工場地帯として目せられ、すでに某大工場が設立している。将来この地を中心として付近一帯の地は一大発展をする。しかし東築地はその面積はもとより小さいといえるが、名古屋関門の工場地としていかにも狭いという感がしないわけではない。この地帯の発展は将来において到底面積に満足できるものではないことから、付近一帯の地を工場地にしたいという論を待たず。その接続地となる我が新田は総面積15万7200坪。しかもその位置は東部背面の接続地として最も有利な地位を占め、県道常滑街道は東部を南北に貫通し、近く路面を拡張し名古屋市と知多郡との主要連絡道路として完全になる。西部は６号埋め立て地として中間に運河を開鑿して相呼応して共に発展する設備はすでにある。南部には東築地の背面設備として常滑街道より分岐して東築地に達する県道は着工し、近く竣工する。

しかし、北部一帯の山崎川の沼は将来運河として改修する計画もある。また、愛知電気軌道株式会社の知多線は地域内を貫通し大江駅を設け、６号地に分岐臨港線を敷設するなど実に化物新田の将来は運輸交通の便が完備し、名古屋大都市の関門として一大主要地たる資格を具備するものといえる。これを工業地とするも住宅地とするも名古屋港の発展上有望の地帯といえるけれども、自然の開発に任せるか、いかに時勢が開発を要求すれども近い将来発展の機運に達することを得ておおいに奮起して、自ら進んでこれが発展を誘致

加福貯木場以西の図（『笠寺村略図』より）

するために画策を講じてなければならない。時勢の要求に順応する覚悟と画策なく旧態を墨守し、近年すこぶる悪化しつつある農家を相手に農地としてこれに甘んずれば策を得るものではない。時勢の進展に鑑み土地利用価値を高上して利益増進の途を講ずるものと考え本案を提出し、目的の遂行を図らんとする所以なり。

この内容にあるように耕地整理組合設立の意義を地主たちに求めている。この臨時地主会では２人の欠席者を除き出席者全員が耕地整理組合設立案に調印したという。

しかし、大正10(1921)年８月15日に開催された地主総会において思わぬ方向に進むことになったのである。

「耕地整理企業促進の件」についてその決議は次のような内容であった。

本案は近時小作人の思想ますます悪化し、地主として到底このまま農作地としてこれに甘んずることは最も不利になることと認め、整理を実行するや否やは測量の上熟考することとして、とにかく測量補助申請をすることに決し、山崎文次ほか７名の出席者は即時申請書に署名捺印せられたり。

その後しばらくは、土地開発の手段として耕地整理組合設立の方針で進行した。しかし大正11(1922)年８月、貯木池の新設の目的をもって土地賃借の申し込みへと方針は一変することとなり、整理組合設立の件は自然消滅となった。

なお、大正９(1920)年１月に都市計画法が施行され、それに基づく土地区画整理組合が設立されるようになり、各地で整地事業が行われるようになった。又兵衛・加福地区では15(1926)年５月、港東土地区画整理組合が、山崎川口南側1,192,000㎡を区域として発足した。現在の加福町、加福本通、東又兵衛町、西又兵衛町、港東通の地域を整理し、工場、住宅、商店街などの建設・推進を図ってきた。昭和35年４月解散した。

名港土地株式会社貯木場(写真提供：名古屋木材組合)

会社設立に向けて

いよいよ加福新田の新たな再生と、貯木場設置が現実味を帯びてくるが、その具体的な経緯を当時の記録をもとに追って紹介していくこととする。

大正11(1922)年８月のある日、又兵衛新田の青山房次郎が立松太左衛門を訪ね、木材業界の有力者３人の依頼であるが、加福新田を全部売却するか、あるいは賃貸にして貯木場を設置しないかという話を持ってきた。そこで地主会と評議員会で協議をするが、貯木場事業については可としても企業者もわからないことから熟考を要するとして保留とした。むしろ、地主が直接経営することも有利だと見込み調査し、さらに協議することとして、この事業に最も経験のある鈴木鈴四郎(後、襲名して９代鈴木摠兵衛、加福土地株式会社の初代社長)に一任することとした。

青山房次郎に依頼した新田の賃借申込者の３人、本部萬吉、北原三治、宮地太市が、貯木場新設のため新田全部を１坪に付き向こう１カ年金３銭の賃借で協議してほしいとしてきたが、料金について協議する余地なしということで保留とした。後日、８代鈴木摠兵衛の定任(常任)代理者の鈴木鈴四郎より地主会の招集の依頼があり、大正11(1922)年９月16日に臨時総会を開催した。

総会の議案は、鈴木摠兵衛と山崎文次の提案ということで貯木池新設のための賃貸について話し合われた。賃貸案の具体的な内容は、①全部を賃貸とするか(ただし、愛電線路以西)、②土地を売却するか、③共同経営とするか(ただし、現金は企業者が出資し土地は相当価格を協定して地主の出資)の３つの方法であった。そこで、①の事項を鈴木摠兵衛から申込者への交渉と、一方で貯木場を経営する名港土地株式会社に意向を聞いたうえで次回総会を開催し、決定することとして散会した。

続いて大正11(1922)年９月24日には評議員会を開催して、山崎文次より名港土地(株)への聞き取り内容が伝えられた。それは、起業するについては土地を所有する地主の統一ができなければ不可能となるため、まず土地株式会社を設立して対応策を講じる必要があるという提案であった。同年９月28日の地主総会では、「名古屋市南区笠寺町字加福一ノ切から同五ノ切に至る五カ字並に橦木江築留西ノ一カ字全部を区域として土地株式会社を設立する」という化物新田土地株式会社設立案を提出した。

次いで、同11年10月４日の評議員会でこの案件を可決し、次の３つの事項を提議した。

材摠8代鈴木摠兵衛
(写真提供：材惣DMBホールディングス株式会社)

鈴木鈴四郎(後、材摠９代鈴木摠兵衛)
初代社長

材木船でにぎわう大正11年頃の名古屋港
(写真提供：名古屋港管理組合)

①資本金額　　100万円
②１株の金額　　50円(ただし、１株の払い込み金40円とし土地をもって出資する)
③総株数　　２万株

大正11(1922)年10月10日、臨時地主総会を開き先の３つの案件を可決した。会社設立に付き定款の決定の件が提案されたが、貯木場設立の目的に対する事業計画を立て収支計算を明確にして、次回の評議員会までに貯木場の設計ならびに計算書を作成することが優先となった。

それを受けて同年10月12日に評議員会を開き、「貯木場設置の目的をもって殖産株式会社を設立し、その目論見書ならびに、収支予算書」について話し合われ、立松理事が起草することとなった。さらに、10月16日に開かれた評議員会では、市内木材業者側にも株主募集の交渉を試みることが必要だという意見が決議され、鈴木鈴四郎がその交渉役を務めることとなった。

具体的にまとめられた目論見書の内容を見てみる。

・社名　　加福殖産株式会社
・業務目的　①公共的桴繋留業　②貯木池賃貸業
　③木材保管業　④木材担保金融業
　⑤木材委託販売業　⑥木材売買業
　⑦家屋賃貸業
・資本金　　120万円(24,000株)
・株金　　１株に付き50円(全額払い込み)
・資本金の主な使途
　土地17万4655坪に対する買収費
　(１坪５円の見積もり)87万3275円を計上

収支計算書では、１年の総収入額を８万4480円と計上している。

その頃、市内の木材業者の有志が貯木場不足を補うために「貯木場期成同盟会」を設立し、熱田千年(ちとせ)に貯木場新設を計画しているところであった。加福新田を貯木場建設の第二候補地としていたことから、同盟会では最初、加福新田への設置案に賛意を示していたが、結局、募集株の金額が高すぎるという理由などによりこの件は不調に終わった。

そこで地主会では、自分たちで直接株式会社を組織、貯木場を運営すれば将来の利益増進につながるということ

で、大正11(1922)年11月２日に開催された臨時地主会において満場一致で加福殖産株式会社設立を決定した。

・創立委員長　　森　治郎
・発起人　　森　治郎、鈴木摠兵衛、菅井菊三郎、菅井孫右衛門、山崎文次、見田重次、竹田嘉兵衛
・発起人総代　　森　治郎

この日、加福殖産株式会社設立同意書を作成、発起人７人のほか、神戸分左衛門、村瀬周輔(名港土地株式会社)、高木芳、加藤銖介が加わり11人が名を連ねた。

大正11(1922)年11月15日、発起人会を開催して、化物新田(加福新田)地主会は12年５月25日、化物新田地主会の地区をもって加福土地株式会社を組織し、同年８月１日に設立登記をして地主会は自然消滅し解散するとした議案を可決した。そして、ここに11年11月２日の臨時地主会で決定した７人を発起人に充当して調印し、43条から成る加福土地株式会社の定款も確定して会社設立に着手することになったのである。

新田の有効活用の手段として、地主の持つ土地に貯木場を造る目的で会社を設立・運営するのだが、その土地には農作を行っている小作人がいた。該当する土地内での地主の所有地交換に関する問題はあったが、この小作人への対策・補償が最重要課題であった。

大正12(1923)年３月に開催された地主会では、これらの問題を解決するための会社創立事務所の設置を諮り、その場所を「名古屋市中区中ノ町三丁目一番地」(見田重次の別宅)に置くこととした。また、会社設立までは問題処理の便宜上「加福殖産株式会社」の名称を用いた。

地主が持つ該当新田約17万坪(56万1000㎡)のうち約12万坪(39万6000㎡)が百二十数人の小作人が使用している土地であった。そこで小作人に不利が生じないように問題解決をするということで、地主会から交渉を一任された立松太左衛門は、小作人の代表12人と数回の話し合いを行い、賠償金と手当金を大正12(1923)年８月６日に支払う条件で同意を得たのである。その間わずか３カ月と迅速に円満解決に導いたのである。

大正11(1922)年８月に加福新田の新たな再生案が浮上

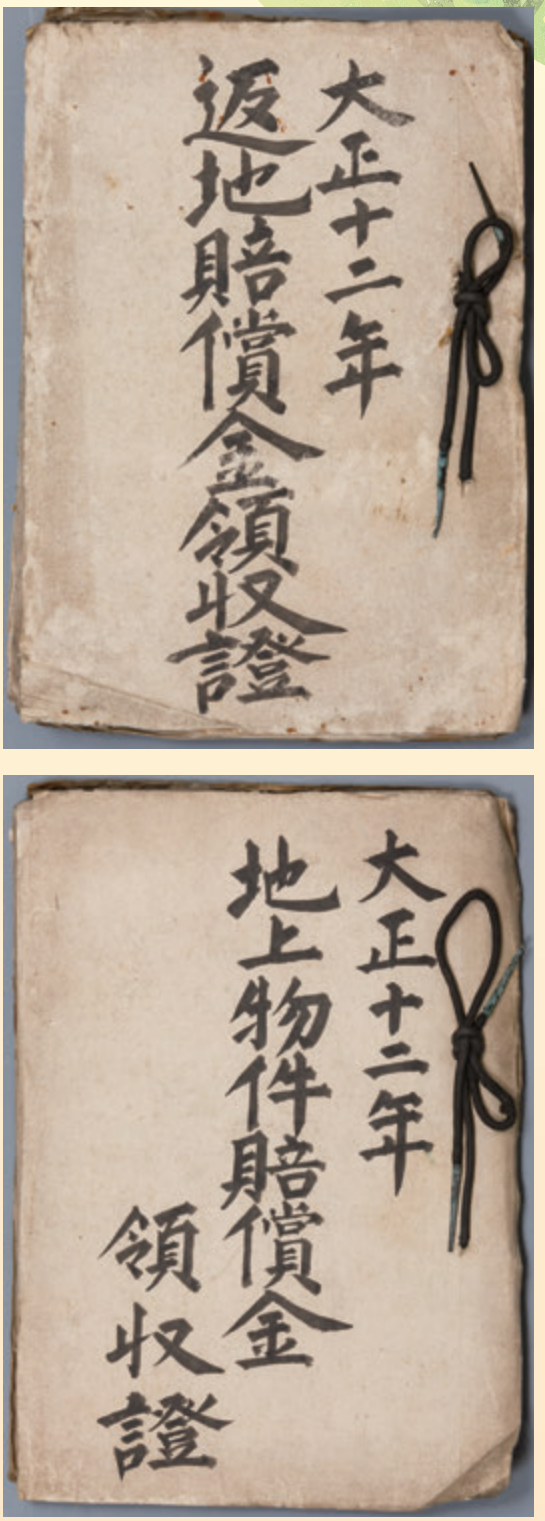

大正12年返地賠償金領収證(上)と
大正12年地上物件賠償金領収證(下)の綴り

して以来、立松は仲介役として地主や木材業者、出資者との交渉、原案づくり、各種手続き、土地交換、小作人の補償問題など困難を極めたさまざまな折衝に尽力してきた。

こうして大正12(1923)年５月25日、加福土地株式会社は設立の日を迎えることとなった。しかし、当社は商法による株式を一般公募して設立したのではなく、13人の発起人が全株式を引き受けることで設立したことから、定款決議録、その他書類を官選の検査役による審査が必要であった。同年７月27日、名古屋地方裁判所の承認を受け、８月１日、会社設立登記に至ったのである。そして貯木場建設に向けて本格的に稼働することになるのである。その会社設立登録(登記)謄本から会社内容を抜粋、紹介する。

・商号　　加福土地株式会社
・本店　　名古屋市中区中ノ町三丁目一番地
・目的　　①土地の売買、賃貸、賃借および、利用経営
　　②物品の委託売買業および、一般倉庫業
　　③海陸運業および、運輸取扱業
　　④前項の営業に必要なる資金の融通
・資本金　　150万円
・１株の金額　50円
・代表取締役　鈴木鈴四郎
・取締役　　鈴木鈴四郎、山崎文次、森治郎、菅井菊三郎、見田重次、竹田嘉兵衛

大正12年９月11日、立松太左衛門を同社の支配人として登記している。

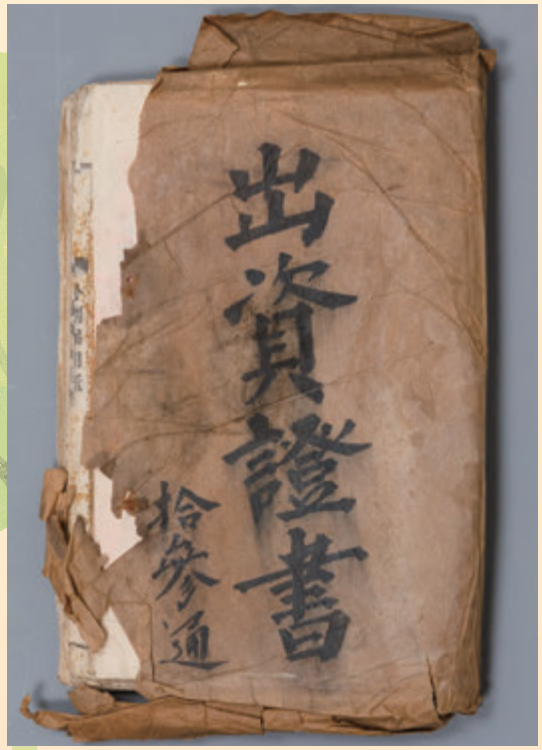

出資土地臺帳(上)と「出資證書拾参通」の表書き(下)

3 木材業界の状況

木材の流通

ようやく貯木場運営を目的とする会社設立に至ったのだが、そのきっかけとなった木材産業と貯木場の状況について触れてみる。

名古屋は古くから木材の集積地として歴史があり、木材

市場としてわが国有数の地位を占めていた。特に江戸時代初期の名古屋城築城を契機に、良質な木曽・飛騨の木材（通称尾州材）の名声が高まり、名古屋の木材産業は発展をしてきた。

明治維新後の文明開化による殖産工業の躍進とともに当地の木材産業は木材消費工業の発達に伴い需要も拡大し、その流通を木材の取り扱い業者（筏出し業、移輸入業、問屋、仲買業）や、木材製品取り扱い業者（移輸出業、問屋、小売業）が支えてきた。

明治時代の中頃までは岐阜県の木曽・長良・揖斐の三川による筏出しによる木曽材・飛騨材が中心であった。しかし、尾州材と呼ばれた美林も徐々に荒廃して需要と供給のバランスがくずれ、明治25（1892）年頃から帆船を使って紀州材が入荷されるようになった。

日清戦争（明治27〈1894〉年～28〈1895〉年）後の商工業の発展は鉄道発達を促し、交通網の整備に伴い名古屋の木材市場は北陸、秋田や三陸方面から木材の移入をみるようになり、名古屋は木材の移出地から移入地に転じた。

また、名古屋市が産業地として南部に注目し港を中心に開発を始めたことから、藩政時代から明治中頃まで堀川上流で居を構え材木取引を行っていた材木問屋が、運輸交通網による木材市場の変化により徐々に堀川の下流沿岸にその場を移してきた。この頃いくつかの木材会社が設立されたので、次に挙げる。

・名古屋材木商会（明治21年設立、後名古屋木材株式会社）
・尾州材木会社（明治21年設立）
・東海材木株式会社（明治27年設立）
・名古屋木材株式会社、尾州材木株式会社、東海材木株式会社の３社が合併し、愛知材木株式会社を設立（明治29年）
・合資会社北三商会（明治30年設立）
・愛知挽木株式会社（明治32年設立）
・株式会社名古屋貯木所設立（明治39年）
・愛知材木株式会社と株式会社名古屋貯木所が合併、名古屋木材株式会社設立（明治40年）

このうち愛知挽木株式会社が製材を、合資会社北三商会が北三地方の産物売買や材木の売買、委託販売を目的とし

犬山の桴送り
（写真：林野庁中部森林管理局　名古屋事務所所蔵）

明治時代の白鳥貯木場
（写真：林野庁中部森林管理局　名古屋事務所所蔵）

表２　名古屋市場での木材取扱量　（単位：石）

年	北洋材	内地材			合計
		帆船積	山筏	汽車積	
T元年	310,957	592	256,030		567,579
2年	251,259	58,577	258,979		578,815
3年	534,892	154,371	161,682		850,945
4年	554,308	141,895	81,549		777,716
5年	538,461	164,779	99,028		802,266
6年	424,150	179,716	214,189	452,650	1,270,716
7年	173,970	273,102	301,698	529,743	1,278,513
8年	346,011	234,609	155,073	537,103	1,272,961

（注）汽車積の数値は大正５年までは不明。北洋材の項目は、一般に称する北洋材に北海道材が加算されている。
合計が合致しない年次がある。
（鈴木鈴四郎「木材市場としての名古屋市」『名古屋商業会議所月報』第214号所収）

ていた。

明治22（1889）年に製材業が始まり、と同時に製函業も興った。当時、名古屋では比較的労働賃金が低廉であったことからこれらの工業が急速に発達し、新たな事業を生み出した。しかし、茶箱やゴム箱といった製品がインド、南洋（アジア大陸とオーストラリア大陸の間にある東南アジアの島々の総称で、第二次世界大戦後まで使用された）方面に輸出されることとなった。

この材料用に尾州材と比べると質としては劣るが、安価な北海道材を求める声が出てきた。この要望によって明治34（1901）年頃から北海道材が入るようになってきた。しかし名古屋港がまだ開港に向けての工事の最中で、木材の係留施設や保管施設が乏しく、北海道材の入荷はまだそれほど多くなかった。37年、38年頃の木材の名古屋市場への集散量は明確な数値はないが、38～39万石ほどといわれている。

明治40（1907）年11月、名古屋港開港により翌41年４月には北海道材1,600ｔを積んだ「東都丸」（日本郵船株式会社）が小樽港から入港した。これは名古屋港初めての木材船での北海道材の入荷でもあった。

北海道材の移入は年ごとに増加を示し、明治41（1908）年には8,000本であったのが、翌42年には50,000本、43年には280,000本、大正元（1912）年には360,000本にも達している。しかし、急激な需要の増加は限りある北海道材の供給不足に結びついた。日露戦争（明治37〈1904〉年～38〈1905〉年）後から徐々に移入してきた北洋材、さらには明治44年頃から始まった樺太材に市場は変化してきた。

特に、明治43（1910）年に名古屋市の鶴舞公園で開催された第10回関西府県連合共進会では北洋材（当時の北洋材とは、北海道材、樺太材、沿海州材〈ソ連材〉の総称）で造られた建物が出展されたことから人気が上がり、これが北洋材発展のきっかけとなり入荷も増加した。

大正時代に入り第一次世界大戦（大正３〈1914〉年～７〈1918〉年）が勃発し、経済界は不況であるにもかかわらず、名古屋市場への木材の入荷量は増加しつつあった。**表２**の統計からもうかがえるように大正元（1912）年では名古屋市場での扱い量は60万石に満たなかったが、３年に

至っては85万石を超えている。その理由は北洋材の輸入量にあり前年の２倍にものぼり、著しい増加を示している。

しかし、戦争の影響で船舶の不足による船舶運賃の高騰につれて北洋材が一時的に減少しているが、汽車積みによる内地材が増加していることから総取扱量は明治37(1904)、38年頃の約３倍にも達している。

大正10(1921)年には内地材より安価な米材と沿海州材の入荷が始まり、**表３**からもわかるように、この頃から名古屋市に集散する木材の大部分を北洋材と米材が占めるようになってきた。

名古屋港開港後の埋め立て・建設工事も順調に進み入港船も増え、年々入荷量も増加し続け、大正11(1922)年の取扱量は約230万石となり３年前のほぼ２倍となった。このような状況のなかで名古屋港に入荷する木材を保管する場所がなく、堀川沿岸に係留して急場をしのぐが、船舶の航行に支障を来すなど、貯木場の不足が深刻な問題となってきた。そしてこの11年には木材業者による「貯木場建設期成同盟会」が結成され、新たな貯木場建設に動き出したのである。

加福新田地主会はこのような木材業界の状況に着目して、貯木場の運営を目的とする会社の設立に至ったのである。

次に、加福貯木場が開設されるまでの名古屋市内における貯木場の現状について触れてみる。

表３　名古屋市場での木材取扱量　　(単位：石)

年	北洋材	米材	内地材			合計
			帆船積	山筏	汽車積	
Ｔ９年	537,451	－	204,849	152,800	559,083	1,454,184
10年	613,201	149,739	97,984	104,845	494,683	1,460,453
11年	1,218,888	402,624	104,365	141,249	381,972	2,249,398
12年	1,986,886	413,226	48,357	99,265	349,542	2,897,295
13年	2,502,984	502,330	36,829	68,821	－	3,110,964

(注)北洋材の項目は、一般に称する北洋材に北海道材が加算されている。
合計が合致しない年次がある。
(鈴木鈴四郎「木材市場としての名古屋市」『名古屋商業会議所月報』第214号所収)

貯木場が足らない

江戸時代、木曽の山々で伐り出された木曽材・飛騨材は筏に編成され木曽川を下り、犬山、円城寺を経由して終着地の熱田の白鳥貯木場まで運ばれていた。この木曽川の筏流送は中央西線の開通により鉄道輸送に移行して、大正12(1923)年に廃止された。

白鳥貯木場は明治22(1889)年、御料局静岡支庁所管の貯木場となり、大正３(1914)年に帝室林野局名古屋支局熱田出張所に移ってからは規模を拡張して、その面積は水面28,586坪(94,333.8㎡)、陸上17,756坪(58,594.8㎡)の大型貯木場となっていた。

明治39(1906)年には財界人の出資による民間第一号の

白鳥貯木場(大正13年頃)貨車の荷下ろし
(写真：林野庁中部森林管理局　名古屋事務所所蔵)

同貯木場椪積み用材の起重機
(写真：林野庁中部森林管理局　名古屋事務所所蔵)

表４　大正10年頃の名古屋港貯木場

名　称	水･陸別	面積(坪)
帝室林野局白鳥貯木場	水面	28,586
	陸地	17,756
名港貯木場(南北)	水面	137,163
尾三貯木場	水面	23,000
吉村材木店貯木場	水面	3,000
前島材木店貯木場	水面	1,500
白鳥駅筏整理場	水面	11,300
計		222,305

(『貯木場ものがたり　筏と共に五十年』より)

(注3)
当時の資料の多くは「閘門」と記しているが施設の構造は「水門」のため、文中では「水門」と記述する。「閘門」とは、上下流に水位差がある所で船を通すための水門がある設備の総称。

尾三貯木場(株式会社名古屋貯木所)が設立されたが、40(1907)年には愛知材木(株)と合併して名古屋木材(株)となり、42(1909)年に入り２万坪(６万6000㎡)の貯木場を整備した。

大正２(1913)年10月、堀川岸木場町(現、港区木場町)に４万坪(13万2000㎡)の貯木場が完成、翌３年２月、熱田貯木場(北池)として命名された。もともとこの地には日本缶詰株式会社の所有する養魚場があったが、大正元(1912)年９月23日の台風で復旧困難な被害を受けたことにより、同社が貯木場として整備した。その年、名港土地株式会社も所有する養魚場を日本缶詰株式会社と共同で２万坪の貯木場(南池)を造成し、４年に名港貯木組(名港貯木場)として設立した。７(1918)年には日本缶詰株式会社が解散し、南北池の貯木場の経営は名港土地(株)に譲渡された。

木材の項で述べたように、この頃になると木材の入荷が激増し、貯木場拡大の求めに応え名港土地(株)は、さらに４万坪の貯木場を九号池として造成し、大正10(1921)年７月に完成させた。この当時、名古屋にあった主な貯木場を**表４**に紹介する。

名港貯木場(南北)だけでも最大貯木量は130万石で、年間約300万石も扱っていた時期もあったようだ。名古屋市場での木材取扱量を見てもわかるように、入荷量はうなぎ上りに増加しつつあり、それに伴い貯木場は拡張、整備されてはいたが、木材業界の需要を満たすには至らない状況であった。

そのようななかで、貯木場不足を解消するために新しく貯木場の造成が加福新田に求められることとなった。新田の新たな有効利用を模索していた加福新田地主会が動き、まず、貯木場建設のための加福土地株式会社を大正12(1923)年５月25日に設立をした。貯木池約10万坪(33万㎡)、工場および住宅地約５万3700坪(17万7210㎡)、閘門(〈**注３**〉以下、水門)２ヵ所、道路に架した橋梁10カ所の大規模な加福貯木場を、14(1925)年５月の完成に向けて準備を開始したのである(巻末資料「化物新田略図」p.302参照)。